

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内変圧器温度記録計において、打点20（所内変圧器2Bコイル温度）に指示不良（変動）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	2号機	屋外海水配管トレンチ入口扉において、鍵穴の腐食（2箇所）が認められたため、当該鍵穴を交換	D	
3	3号機	換気空調系復水器室排気ダンプの電磁弁用レギュレータ部において、エアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	制御棒駆動水加熱器制御盤の温度記録計において、指示不良（乱点）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	プロセス計算機（CRT-3）のモニタ画面において、表示不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
6	4号機	廃棄物処理系シール水ポンプ（B）ドレン配管のUサポートのナット外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
7	4号機	廃棄物処理系加熱蒸気凝縮水移送ポンプ脇の中間ファンネルにおいて、上蓋に変色（2箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
8	4号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ吸い込み圧カススイッチにおいて、電線ケーブルカバーに外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系シール水タンク水位計の目盛板において、目盛板の止め部不良が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	タービン建屋2階北東暖房用ユニットヒータにおいて、リーク（1滴/10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ室局所空調機（HVH4-19）において、排水配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機（5A）デイトンク液位計確認において、「デイトンクレベル高」警報の発生が認められたため、当該レベル計を点検・修理	C	
13	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ吐出側ドレン弁において、開閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	No. 3純水タンク補給水配管圧力計において、内部目盛板に腐食が認められたため、当該目盛板を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	非常用ディーゼル発電機（5A・5B）換気系排気ファン用のアース線において、押え金具に外れが認められたため、当該金具を取付	D	
16	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク（B）入口弁点検時、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	非常用炉心冷却系ポンプ吸込圧力計監視モニタにおいて、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
18	集中環境施設	廃液物処理系濃縮器の凝縮水タンク廻り計装品点検作業において、安全処置の復旧不備が認められたため、対応検討	C	
19	集中環境施設	雑固焼却建屋2階焼却炉セラミックフィルタ（A）室の照明において、三路スイッチに不良（東側の接触不良）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
20	集中環境施設	高温焼却炉設備において、「グラニューレータ機器異常」警報の発生が認められたため、当該設備を点検・修理	D	
21	その他	保安検査において、「発電所長レビューへのインプット不足」と指摘されたため、対応検討	B	
22	その他	保安検査において、「発電所長レビューの結果のフォローアップが決められた様式に基づいて行われていない」と指摘されたため、対応検討	B	
23	その他	保安検査において、「委託先作業従事者の放射線作業に関する適格性の確認が不十分」と指摘されたため、対応検討	B	
24	その他	保安検査において、「訓練プログラム適正化が決められた様式に基づいて行われていない」と指摘されたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで